ΛВ



愛媛県韓

愛 媛 県 発 行

第1852号

平成19年4月13日金曜日 第1852号

V H // V	
規則	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正	
する規則	455
告示	
大規模小売店舗廃止の届出	465
県営土地改良事業の事業計画の縦覧(3件)	465
土地改良事業の工事の完了の届出(2件)	466
県営土地改良事業の工事の完了	466
保安林予定森林にする旨の通知等(2件)	466
基本測量の終了の通知(2件)	468
道路の区域変更(県道粟井浅海線)	469
道路の供用開始(")	469
開発行為に関する工事の完了	469
道路の位置の指定	469
訓令	
愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令	469
公告	
特定非営利活動法人の定款の変更の承認の申請の公告	472
監 査 公 表	

ም 🔿

験場、今治高等技術専門校、養鶏試験場、東予児童相談所、新居 浜高等技術専門校、えひめ学園、紙産業研究センター......472 図書館、博物館、北条高等学校、松山東高等学校、松山西中等教 育学校・松山西高等学校、松山南高等学校、松山北高等学校、松 山中央高等学校、東温高等学校、長浜高等学校、内子高等学校、 八幡浜高等学校、八幡浜工業高等学校、三瓶高等学校、松山盲学 校、宇和養護学校、美術館、松山商業高等学校、松山工業高等学 校、しげのぶ特別支援学校、第三養護学校、三崎高等学校、川之 石高等学校、八幡浜教育事務所、大洲高等学校、大洲農業高等学 校、宇和聾学校、歴史文化博物館、宇和高等学校、野村高等学校、 松山聾学校、川之江高等学校、新居浜南高等学校、新居浜工業高 等学校、西条農業高等学校、今治東中等教育学校・今治東高等学 校、今治工業高等学校、今治養護学校、丹原高等学校、小松高等 学校、東予高等学校、今治北高等学校、西条教育事務所、西条高 等学校、総合科学博物館、新居浜東高等学校、新居浜商業高等学 校、今治西高等学校、今治教育事務所、今治南高等学校、土居高 等学校、新居浜西高等学校、三島高等学校......473 松山南警察署、八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、西条西 警察署、西条警察署、新居浜警察署、今治警察署、四国中央警察 署.......473 選挙管理委員会告示

直接選挙の要件となるべき選挙権を有する者の数.......474

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出......474

花き総合指導センター、食肉衛生検査センター、畜産試験場、消

防学校、病害虫防除所、農業試験場、看護専門学校、繊維産業試

規 則

○愛媛県規則第24号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 正 改 後

改 正 前

(書類の様式)

とおりとする。

_ 0,	,, C, , O, ,							
項	左欄	右欄						
1	省略							
2	省略							
3	省令第11条の2第3項の 知事に提出する申請書	対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請 書(様式第3号)						
4	省令第15条第1項の知事に 提出する申請書	指定猟法許可申請書(様式第4						

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げる │ 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げる とおりとする。

項	左欄	右欄
1	省略	
2	省略	
3	省令第15条第1項の知事に	指定猟法許可申請書(様式第3
	提出する申請書	<u>号</u>)

<u>5</u>	省令第20条第1項の申請書	鳥獣飼養登録(更新)申請書(<u>様</u> 式第5号)
6	省令第21条の届出書	登録鳥獣譲受け等届出書(<u>様式</u> 第6号)
7	省令第24条第1項の申請書	販売禁止鳥獣等販売許可申請書 (<u>様式第7号</u>)
8	省令第39条第1項の知事に 提出する申請書	鳥獣保護区特別保護地区内行為 許可申請書(<u>様式第8号</u>)
9	省令第42条第1項の申請 書	特定猟具使用承認申請書(樣 式第9号)
<u>10</u>	法第41条の申請書	狩猟免許申請書(<u>様式第10号</u>)
<u>11</u>	法第51条第1項の申請書	狩猟免許更新申請書(<u>樣式第</u> 11号)
<u>12</u>	法第56条の申請書	狩猟者登録申請書(<u>様式第12</u> 号)
<u>13</u>	法第61条第2項の申請書	変更登録申請書(<u>樣式第13号</u>)
<u>14</u>	省令第48条第4項及び第 65条第8項の届出書	住所等変更届出書(<u>様式第14</u> 号)
15	省令第7条第10項、第11 条の2第8項、第15条第5 項、第20条第4項、第24 条第4項、第42条第4項、 第48条第5項及び第65条 第9項の申請書	鳥獸捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書(<u>樣式第</u> 15号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を │第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を 提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	省略	
2	省令第7条第11項及び第	住所等変更届出書
	12項、第11条の2第9項、	
	第15条第6項、第20条第5	
	項、第24条第5項並びに第	
	42条第5項の知事への届	
	出	
3	省令第7条第13項及び第	鳥獣捕獲等許可証等再交付申
	<u>14項、第11条の2第10項</u> 、	請(亡失等届出)書
	第15条第7項、第20条第6	
	項、第24条第6項、第42	
	条第6項、第50条並びに第	
	65条第10項の知事への届	
	出並びに省令第65条第4	
	項の申請	

(書類の提出期限)

第4条 第2条の表<u>3の項及び9の項</u>に掲げる書類は、<u>捕獲等</u> ___をしようとする日の2週間前までに提出しなけ ればならない。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

4	省令第20条第1項の申請書	鳥獣飼養登録 更新)申請書(<u>樣</u> 式第4号)
<u>5</u>	省令第21条の届出書	登録鳥獣譲受け等届出書(<u>様式</u> 第5号)
6	省令第24条第1項の申請書	販売禁止鳥獣等販売許可申請書 (<u>樣式第6号</u>)
7	省令第39条第1項の知事に 提出する申請書	鳥獣保護区特別保護地区内行為 許可申請書(<u>様式第7号</u>)
8	省令第42条第1項の申請 書	銃猟承認申請書(様式第8号)
9	法第41条の申請書	狩猟免許申請書(様式第9号)
<u>10</u>	法第51条第1項の申請書	狩猟免許更新申請書(<u>様式第</u> 10号)
<u>11</u>	法第56条の申請書	狩猟者登録申請書(<u>様式第11</u> 号)
<u>12</u>	法第61条第2項の申請書	変更登録申請書(<u>樣式第12号</u>)
<u>13</u>	省令第48条第4項及び第 65条第8項の届出書	住所等変更届出書(<u>様式第13</u> 号)
14	省令第7条第9項 、第15条第5 項、第20条第4項、第24 条第4項、第42条第4項、 第48条第5項及び第65条	鳥獸捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書(<u>樣式第</u> 14号)

(手続の方法)

提出することによって行うものとする。

項	左欄	右欄
1	省略	
2	省令第7条第10項及び第	住所等変更届出書
	11項、	
	第15条第6項、第20条第5	
	項、第24条第5項並びに第	
	42条第5項の知事への届	
	出	
3	省令第7条第12項及び第	鳥獣捕獲等許可証等再交付申
	13項、	請(亡失等届出)書
	第15条第7項、第20条第6	
	項、第24条第6項、第42	
	条第6項、第50条並びに第	
	65条第10項の知事への届	
	出並びに省令第65条第4	
	項の申請	

(書類の提出期限)

- **第4条** 第2条の表<u>8の項</u> __に掲げる書類は、<u>銃猟制限区</u> <u>域内における銃猟</u>をしようとする日の 2 週間前までに提出しなけ ればならない。
- 2 省略 (鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

- がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。
- (1)~(3) 省略
- (4) 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 ア~ス 省略

(鳥獣保護員の設置)

第6条 省略

- 2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証(様式第16号)を携帯し、関係者 から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 (公聴会)
- 第7条 知事は、法第7条第4項(法第12条第6項及び第14条第4 項において準用する場合を含む。)及び法第28条第6項(法第29 条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会 を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見 を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を 聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨 を通知するものとする。

2~11 省略

様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可申請書

省略	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等	
をしようとする場合にあっては、その旨	
<u>狩猟免許を受けている場合にあっては、</u>	
免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟	
免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合にあっては、 <u>猟銃・</u>	
空気銃所持許可証の番号、交付年月日及	
び銃砲の種類	
省略	

注 1 ~ 5 省略

6 「捕獲等又は採取等の方法」欄は、使用する捕獲用具の名 称を記載すること。なお、麻酔銃を使用する場合にあっては、 使用薬名及び施用量を添付図面に記載すること。

7・8 省略

- 「鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする 場合にあっては、その旨」欄は、鳥獣保護区、休猟区、公道、 自然公園法(昭和32年法律第161号)第14条第1項の特別保護 地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項の都 市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられ た園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したも の、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の 原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止 区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は 採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載するこ ٤.
- 10 「銃器を使用する場合にあっては、<u>猟銃・空気銃所持許可</u> 証の番号、交付年月日及び銃砲の種類」欄は、当該銃器の所 持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者) が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第 6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証の

- 第5条 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障 **第5条** 法第29条第7項ただし書の知事の定める鳥獣の保護に支障 がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 政令第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 ア~ス 省略

(鳥獣保護員の設置)

第6条 省略

- 2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証(様式第15号)を携帯し、関係者 から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 (公聴会)
- 第7条 知事は、法第7条第4項(法第12条第5項及び第14条第3 項において準用する場合を含む。)及び法第28条第6項(法第29 条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会 を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見 を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を 聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨 を通知するものとする。

2~11 省略

様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可申請書

省略	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等	
をしようとする場合にあっては、その旨	
銃器を使用する場合にあっては、 <u>銃砲所</u>	
持許可番号、許可年月日及	
び銃砲の種類	
省略	

注 1 ~ 5 省略

6 「捕獲等又は採取等の方法」欄は、使用する捕獲用具の名 称を記載すること。

7・8 省略

- 9 「鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする 場合にあっては、その旨」欄は、鳥獣保護区、休猟区、公道、 自然公園法(昭和32年法律第161号)第14条第1項の特別保護 地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項の都 市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられ た園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したも の、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の 原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃 又は猟区内において捕獲等又は 猟制限区域 採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載するこ ر لے
- 10 「銃器を使用する場合にあっては、銃砲所持許可番号、許 及び銃砲の種類」欄は、当該銃器の所 可年月日 持について申請者(法人にあっては、捕獲等に従事する者) が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第 6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可番号、

番号、交付年月日及び銃砲の種類を記載すること。

11 「備考」欄は、他の法令の規定により行政庁の許可、認可 その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令 名、適用条項及び手続状況を記載すること。

12 省略

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

	捕獲等を	狩猟免許を受けている場				銃器を			
	しようと	<u></u>	<u></u>			合			
	する鳥獣								
省	又は採取		<u>免許</u>	<u>免</u>		5C +±			省
略	等をしよ	<u>免許</u>	を与	<u>状</u>	<u>交付</u>	所持	<u>交付</u>	銃砲	略
	うとする	<u>の種</u>	<u>えた</u>	<u>ත</u>	年月	許可	年月	の種	ru
	鳥類の卵	<u>類</u>	知事	番	旦	<u>証番</u> 号	旦	類	
	の種類及		<u>名</u>	号		5			
	び数量								
~~~	~~~~~~		L		L	L	L		<b></b>
~~~		······	·····	····	·····	·····	·····	·····	٠

注1 省略

- 2 狩猟免許を受けている場合以外にあっては、「狩猟免許を受けている場合」欄は、省略することができる。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 「所持許可証番号」」欄、「交付年月日」欄及び「銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る<u>許可証の番号、交付年月日</u>及び銃砲の種類を記載すること。

樣式第2号(第2条関係) 従事者証交付申請書

省略	
WV A1	所持許可証番号
● ・ 空気銃所持許可証の番 目● ・ で付年月日及び銃砲の種類 目	交 付 年 月 日
<u> </u>	銃 砲 の 種 類

注1~4 省略

- 5 「<u>猟銃・空気銃所持許可証の番号、交付年月日</u>及び銃砲の種類」 欄は、銃器を使用する場合のみ記載すること。
- 6 次に掲げる書類を添付すること。

許可年月日 及び銃砲の種類を記載すること。

11 省略

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

	捕獲等をしようと				銃器を 合	使用?	する場	
	する鳥獣 又は採取							
省略	等をしよ				銃砲 所持	<u>許可</u>	銃砲	省略
	うとする				<u> 許可</u>	<u>年月</u>	の種	
	の種類及				番号	旦	類	
	び数量							
~~~					 			~~~
~~~	······	r	······	<b>,</b> ~~~	 ·····		·····	~~~

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 「<u>銃砲所持許可番号</u>」欄、「<u>許可年月日</u>」欄及び「銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る<u>許可番号、許可年月日</u>及び銃砲の種類を記載すること。

様式第2号(第2条関係) 従事者証交付申請書

省略	
	銃砲所持許可番号
<u>銃砲所持許可番号、許可年月</u> 日 及び銃砲の種類	許可年月日
四	銃 砲 の 種 類

注1~4 省略

- 5 「<u>銃砲所持許可番号、許可年月日</u> 及び銃砲の種類」 欄は、銃器を使用する場合のみ記載すること。
- 6 従事者のうち代表者以外の者については、鳥獣の捕獲等及び鳥類

- (1) 従事者のうち代表者以外の者については、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿(別紙)
- (2) その他知事が必要と認める書類

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

少吸	銃器を使用する場合					
省略	所持許可証番号	交付年月日	F月日 銃砲の種類			
省略						

注1~3 省略

4 「<u>所持許可証番号</u>」欄、「<u>交付年月日</u>」欄及び「銃砲の種類」欄は、当該銃器の所持について従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に係る<u>許可証の番号、交付年月日</u>及び銃砲の種類を記載すること

樣式第3号(第2条関係) 対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書

対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書								
				<u>年</u>	月	日		
愛媛県知事	<u>様</u>							
			<u></u>					
	申請者	住 所 氏 名				<u> </u>		
		職業		年	月	日生		
		電話番号			/3	<u>н т</u>		
捕獲等をしようとする	対							
象狩猟鳥獣の捕獲等の	制							
限をした区域の名称								
捕獲等をしようとする	対							
象狩猟鳥獣の種類								
捕獲等をしようとする	<u>年</u>		年		月	日		
月日								
狩猟者登録証番	<u>号</u>					号		
<u>受付番</u>	<u>号</u>							
承認の可	否							
	且		年		月	且		
孫 認 番	<u>号</u>							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 印欄には、記載しないこと。
 - 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 狩猟者登録証の写し
 - ② その他知事が必要と認める書類

樣式第4号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

省略

注1~3 省略

4 「指定猟法の種類」欄は、猟法の種類及び使用する捕獲猟具の名称を記載するとともに、銃器を使用する場合にあっては、当該銃器

の卵の採取等の従事者名簿(別紙)に記載の上、添付すること。

別紙 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

	省略	銃器を使用する場合					
自断	目哈	銃砲所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類	省略		
	省略						

注1~3 省略

4 「<u>銃砲所持許可番号」</u>欄、「<u>許可年月日</u>」欄及び「銃砲の種類」 欄は、当該銃器の所持について従事者が現に受けている銃砲刀剣類 所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定に よる許可に係る<u>許可番号、許可年月日</u> 及び銃砲の種類を記載す ること。

樣式第3号(第2条関係) 指定猟法許可申請書

省略

注1~3 省略

4 「指定猟法の種類」欄は、猟法の種類及び使用する捕獲猟具の名称を記載するとともに、銃器を使用する場合にあっては、当該銃器

の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に 係る許可証の番号、交付年月日及び銃砲の種類を記載すること。

5~7 省略

別紙 指定猟法許可申請者名簿

少吸	銃器を使用する場合					
省略	所持許可証番号	交付年月日	月日 銃砲の種類			
省略						

注1~3 省略

4 「<u>所持許可証番号</u>」欄、「<u>交付年月日</u>」欄及び「銃砲の種類」 欄は、当該銃器の所持について従事者が現に受けている銃砲刀剣 類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規 定による許可に係る<u>許可証の番号、交付年月日</u>及び銃砲の種類を 記載すること。

様式第5号 省略

様式第6号 省略

様式第7号 省略

樣式第8号 省略

樣式第9号(第2条関係) 特定猟具使用承認申請書

特定猟	4具使用承認申請書
省略	
使用しようとする特	
<u>定猟具の種類</u> 捕獲等をしようとす	
る特定猟具使用制限	
区域の名称	
<u>捕獲等</u> をしようとす る年月日	年 月 日
省略	
省略	
承認 承認 の可否	
係省略	

樣式第10号(第2条関係) 狩猟免許申請書

(表)

省略									省略
<u>網猟免許</u>		<u>わな猟免許</u>							
第1	ライフ								
種銃	ル銃	猟銃	・空気	<u>〔銃所</u>					
猟免	散弾銃	持許	可証	番号				<u>号</u>	
許									
	空気銃								
	(<u>圧縮</u>								
	<u>ガス</u>								
	を使								
	用する								
	ものを	交 尓	1 年	月日		年	月	日	
	含む。)		- '			•			

の所持について申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可に 係る許可番号、許可年月日 及び銃砲の種類を記載すること。

5~7 省略

別紙 指定猟法許可申請者名簿

少量	銃器を使用する場合					
省略	銃砲所持許可番号	許可年月日	銃砲の種類	省略		
省略						

注1~3 省略

4 「<u>銃砲所持許可番号」</u>欄、「<u>許可年月日</u>」欄及び「銃砲の種類」 欄は、当該銃器の所持について従事者が現に受けている銃砲刀剣 類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規 定による許可に係る<u>許可番号、許可年月日</u>及び銃砲の種類を 記載すること。

様式第4号 省略

様式第5号 省略

樣式第6号 省略

様式第7号 省略

樣式第8号(第2条関係) 銃猟承認申請書

	<u>銃</u>	猟承認申請書			
省略	<u>z</u>				
	猟をしようとす				
る <u>i</u>	統猟制限区域 _ の名称				
	<u>猟</u> をしようとす 年月日		年	月	日
省日	略				
-32	省略				
承認関	銃猟承認の可否				
係	省略				

樣式第9号(第2条関係) 狩猟免許申請書

省略		省略
_網・わ		
な 猟	網	<u> わな</u>
<u>免許</u>		
第1	ライフ	銃砲所持許可番号 号
種銃	ル銃	許可年月日 年月日
猟免	散弾銃	銃砲所持許可番号 号
許		許可年月日 年月日
	空気銃	
	(<u>高圧</u>	銃砲所持許可番号 号
	圧縮ガ	
	<u>ス</u> を使	
	用する ものを	 許 可 年 月 日 年 月 日
	含む。)	

第 2 種銃 猟免 許	空気銃(<u>圧</u> 縮ガス を使用する ものを含 む。)				
省略					
網猟免言	<u>+</u> =	17			
わな猟免詞	生 5	1			
省略					

省略

注1~4 省略

- 5 次に掲げる書類及び写真を添付すること。
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条 第1項第1号の規定による許可を受けている者にあって は、当該許可に係る許可証の写し
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によ <u>る許可</u>を受けていない者にあっては、鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当 するかどうかについての医師の診断書
 - (3) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3 Ωセンチメートル、横2 4センチメートルの写真 1 枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

樣式第11号 (第2条関係) 狩猟免許更新申請書

(表)

省略							省略
網猟免	<u>許</u>		_ わな猟!	免 <u>許</u>			
第 1	ライフ		1				
種銃	ル銃	猟銃	・空気銃				
猟免 許	散弾銃	<u>所持</u>	許可証番号			<u>号</u>	
	空気銃 (<u>圧縮</u> ガス_ _を使 用する						
	ものを 含む。)	交 作	寸年月日	<u>年</u>	月	日	
第 2	空気銃 (圧						
種銃	縮ガス						
猟免	を使用する						
許	ものを含						
	む。)						

第2種銃	空気銃(高圧圧縮ガス	銃砲所持許可番号 号
猟免	を使用する	
許	ものを含	許可年月日 年月日
	む。)	
省略		
網・わな狐	<u>#</u>	
<u>免</u> 言	프 독 <u>Ť</u>	
省略		

(裏)

省略

注1~4 省略

- 5 (1)の「銃砲所持許可番号」欄及び「許可年月日」欄は、銃 砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載する こと。
- 6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。
- (1) 銃砲所持許可

を受けていない者にあっては、鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当 するかどうかについての医師の診断書

(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>縦3.6センチメートル</u>、横2.4センチメートルの写真1 枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

樣式第10号 (第2条関係) 狩猟免許更新申請書

		(表)		
省略				省略
網·わな <u>猟免許</u>	網	<u> わな</u>		
第1	ライフ	銃砲所持許可番号	<u>号</u>	
種銃	ル銃	許可年月日	年月日	
猟免	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	
許		許可年月日	年月日	
	空気銃			
	(<u>高圧</u>	銃砲所持許可番号	号	
	圧縮ガ			
	<u>ス</u> を使 用する			
	ものを	許可年月日	年月日	
	含む。)			
第 2	空気銃(高	A+Th (C.+++h-7) = -		
種銃	圧圧縮ガス	<u>銃砲所持許可番号</u>	<u> </u>	
猟免	を使用する			
許	ものを含む。)	許可年月日	年月日	
	0.)			

省略			
網猟免許	号		
わな猟免許	<u>号</u>		
省略			

(2) 更新しようとする狩猟免許								
省略								
網猟免許	省略							
わな猟免許	知事	<u>号</u>	<u>年</u>	月	且			
省略								

注1~3 省略

- 4 次に掲げる書類及び写真を添付すること。
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条 第1項第1号の規定による許可を受けている者にあって は、当該許可に係る許可証の写し
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によ る許可を受けていない者にあっては、鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第40条第2 号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診 断書
 - (3) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の<u>縦3 0センチメートル</u>、横2 4センチメートルの写真 1 枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

樣式第12号 (第2条関係) 狩猟者登録申請書

(表)

省略						
網猟 免許 に る登 録	網	省略				
わな 猟免 許に 係る 登録	<u>わな</u>	都道 府県 知事 名	知事	交 付 年 月 日	年月日	<u>狩猟免状の</u> 番号
第1 種銃 猟免 許に	ライフ ル銃 散弾銃 空気銃 (<u>圧縮</u> ガス	省略				

省略			
網・わな猟 免 <u>許</u>	号		
省略			

(裏)

(2) 更新しようとする狩猟免許								
省略								
網・わな猟 <u>免許</u>	省略							
省略								

注 1 ~ 3 省略

- 4 (1)の「銃砲所持許可番号」欄及び「交付年月日」欄は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載する こと。
- 5 次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) 銃砲所持許可

_____を受けていない者にあっては、鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第40条第2 号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診 断書

(2) 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3 6センチメートル、横2 4センチメートルの写真 1枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

樣式第11号 (第2条関係) 狩猟者登録申請書

			(12)		
省略					
M·わ な猟 免許 に る 録	網 わな	省略			
第1 種銃 猟免 許に	ライフ ル銃 散弾銃 空気銃 (<u>高圧</u> 圧縮ガ	省略			

係る登録	を使 用する ものを			
	含む。)			
第 2		省略		
種銃	空気銃(圧縮			
猟免	ガスを			
許に	使用するも	省略		
係る	のを含む。)			
登録				

省略	省略								
_	(4) <u>猟銃・空気銃所持許可証番号</u> 及び <u>交付年月日</u> (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)								
第1種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃(圧 縮ガス を使用する ものを含む。)	<u>猟 銃 ・空 気 銃</u> 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日				
第 2 種銃 猟免 許	空気銃 (<u>圧</u> 縮ガス を使用する ものを含 む。)								

注 1 ~ 5 省略

- 6 次に掲げる書類及び写真を添付すること。
- (1)・(2) 省略
- (3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちょう付すること。)

樣式第13号(第2条関係) 変更登録申請書

(表)

省略						
網猟 免許 に る 登 録	<u>網</u>	省略				
わな 猟免 許に 係る 登録	<u>わな</u>	都道 府県 知事 名	知事	交付年月日	年月日	<u>狩猟免状の</u> 番号 号

係る	<u>ス</u> を使			
登録	用する			
	ものを			
	含む。)			
第 2		省略		
種銃	空気銃(高圧			
猟免	圧縮ガスを			
許に	使用するも	省略		
係る	のを含む。)			
登録				

(裏)

省	略
_	

(4) <u>銃砲所持許可番号</u> 及び<u>許可年月日</u>(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	<u>年</u>	月	且
第1	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	<u>年</u>	月	日
看銃 猟免 許	空気銃(<u>高</u> 圧圧縮ガス を使用する ものを含 む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年_	月	且
第 2 種銃 猟免 許	空気銃(高 <u>圧圧縮ガス</u> を使用する ものを含 む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年_	月_	且
省略							

注1~5 省略

- 6 (4)の「銃砲所持許可番号」欄及び「許可年月日」欄は、主 として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 7 次に掲げる書類及び写真を添付すること。
- (1) (2) 省略
- (3) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちょう付すること。)

樣式第12号(第2条関係) 変更登録申請書

(衣)					
省略					
網・ 対 独 先 に る 録	網 わな	省略			

		ライフ			
		ル銃			
	第1	散弾銃			
	種銃	空気銃			
	猟免	(<u>圧縮</u>	省略		
	許に	<u>ガス</u>			
	係る	を使			
	登録	用する			
		ものを			
		含む。)			
	第 2		省略		
	種銃	空気銃(圧縮			
	猟免	<u>ガス</u> を			
	許に	使用するも	省略		
	係る	のを含む。)			
	登録				
ı					1

省略

(4) <u>猟銃・空気銃所持許可証番号</u>及び<u>交付年月日</u>(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

	75 = 12303/102011	•э•»ш /			
	ライフル銃				
第 1 種銃	散弾銃				
猟免 許	空気銃 (圧縮 ガス を 使用するも のを含む。)	猟銃・空気銃 所持許可証番号	<u>号</u>	<u>交付年</u> 月日	年月日
第 2 種銃 猟免	空気銃 (<u>圧縮</u> ガス を				
省略	I		l	l	I

注1~6 省略

7 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3 0センチメートル、横2 4センチメートルの写真 2 枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち 1 枚を「写真」欄にちょう付すること。)を添付すること。

樣式第14号(第2条、第3条関係) 住所等変更届出書

省略			
	鳥獣捕獲等許	従事者証	承認証 (対象狩
	<u>可証</u>		猟鳥獣の捕獲等
鳥獣			の承認)
捕獲	指定猟法許可	鳥獣飼養登録	販売許可証
等許	証	票	
可証	承認証 (特定	狩猟免状	狩猟者登録証
等の	猟具使用制限		
種類	捕獲等の承認)	-	

	ライフ			
	ル銃			
第 1	散弾銃			
種銃	空気銃			
猟免	(<u>高圧</u>	省略		
許に	圧縮ガ	目哈		
係る	<u>ス</u> を使			
登録	用する			
	ものを			
	含む。)			
第 2		省略		
種銃	空気銃(高圧			
猟免	<u>圧縮ガス</u> を			
許に	使用するも	省略		
係る	のを含む。)			
登録				

(裏)

省略

(4) <u>銃砲所持許可番号</u> 及び<u>許可年月日</u>(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

		ライフル銃	<u>銃砲所持許可</u> 番 号	号	<u>許可年</u> 月日	年月日
	第 1 種銃	散弾銃	銃砲所持許可 番 号	号	<u>許可年</u> 月日	年月日
	猟免 許	空気銃(<u>高圧</u> <u>圧縮ガス</u> を 使用するも のを含む。)	銃砲所持許可 番 号	号	<u>許可年</u> 月日	年月日
1	第 2 種銃 猟免 許	空気銃(<u>高圧</u> <u>圧縮ガス</u> を 使用するも のを含む。)	銃砲所持許可 番 号	号	<u>許可年</u> 月日	年 月 日
	省略					

注1~6 省略

- 7 (4)の「銃砲所持許可番号」欄及び「許可年月日」欄は、主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 8 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦36センチメートル、横24センチメートルの写真2枚(裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち1枚を「写真」欄にちょう付すること。)を添付すること。

樣式第13号(第2条、第3条関係) 住所等変更届出書

	<u> </u>		~~!!
省略			
	鳥獣捕獲等許	従事者証	指定猟法許可証
	可証		
鳥獣	鳥獣飼養登録	販売許可証	<u> </u>
捕獲	<u>票</u>		
等許	狩猟免状	狩猟者登録証	狩猟者記章
可証			
等の			
種類			

狩猟者記章

注 省略

樣式第15号 (第2条、第3条関係) 鳥獣捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

省略		
	鳥獣捕獲等許可証 承認証(対象狩猟	従事者証
亡失等を した鳥獣 捕獲等許 可証等の 種類	鳥獣の捕獲等の承認) 鳥獣飼養登録票 承認証(特定猟具使 用制限区域における 捕獲等の承認) 狩猟者登録証	
省略		
再交 けょう まま かんしゅう かんしゅう おいま かんしゅう かんしゅ はんしゃ はんしゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	承認証(対象狩猟 鳥獣の捕獲等の承 認)	従事者証 指定猟法許可証 販売許可証 狩猟免状 狩猟者記章
省略		

注 省略

樣式第16号(第6条関係) 鳥獸保護員証

1ページ 省略

2ページ 省略

3ページ

省略

(鳥獣保護員の設置)

第6条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護員を置く。

2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証(<u>様式第16号</u>)を携帯し、関係者から提出を求められたときは、これを提示しなければならない。

注 省略

樣式第14号 (第2条、第3条関係) 鳥獸捕獲等許可証等再交付申請(亡失等届出)書

省略			
	鳥獣捕獲等許可証	従事者証	
	指定猟法許可証	鳥獣飼養登	
亡失等を		<u>録票</u>	
した鳥獣	販売許可証	銃猟承認証	狩猟免状
捕獲等許	狩猟者登録証	狩猟者記章	
可証等の			
種類			
省略			
	鳥獣捕獲等許可証	従事者証	
**	指定猟法許可証	鳥獣飼養登	
再交付を		録票	
受けよう とする鳥	販売許可証	銃猟承認証	狩猟免状
こりる局	狩猟者登録証	狩猟者記章	
₩±+± X #= ^^			
獣捕獲等			
許可証等			
許可証等			

注 省略

樣式第15号(第6条関係) 鳥獸保護員証

1ページ 省略

2ページ 省略

3ページ

省略

(鳥獣保護員の設置)

第5条 法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護員を置く。

2 鳥獣保護員は、鳥獣保護員証(<u>様式第15号</u>)を携帯し、関係者から提出を求められたときは、これを提示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第15号の規定による鳥獣保護員証は、改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則様式第16号の規定による鳥獣保護員証とみなす。

告 示

○愛媛県告示第 725 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗	大規模小売店舗	大規模小売店舗内の店舗面積の
の名称	の所在地	合計が基準面積以下となる日
M 2 小松店	西条市小松町新屋 敷字東町裏甲376 番地	

○愛媛県告示第 726 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 東温市上村地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦 覧に供する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業 (ため池等整備事業・上村山之神地区)計画 書の写し

2 縦覧期間

平成19年4月16日から5月16日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第 727 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 松山市下伊台町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同 条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写し を縦覧に供する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・下伊台地区)計画書の 写し

2 縦覧期間

平成19年4月16日から5月16日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第 728 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 松山市下伊台町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同 条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写し を縦覧に供する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農地保全事業・下伊台地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年4月16日から5月16日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第 729 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定 により、松山市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の 届出があった。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	尾股地区	平成18年 8 月15日

○愛媛県告示第 730 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、松前町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	夫婦泉(徳丸)地区	平成19年 1 月26日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	東古泉地区	平成19年 2 月28日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	徳丸地区	平成19年 3 月13日

○愛媛県告示第 731 号

平成19年 4 月13日

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ふるさと農道緊急整備事業	長野地区	平成17年12月25日

○愛媛県告示第 732 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市長浜町今坊甲1743、甲1750、甲1783の 2、甲1786、甲1788、甲1790、甲1795、甲1828、甲1949の 2、甲1952の 2、甲1953、甲1962から甲1964まで、甲1971、甲2006、甲2008、乙18 51の 3、乙1855、乙1944の 2、乙1972の 1、乙1975の 1、乙19 75の 2、乙1984、乙1986、乙1992の 1、乙1992の 2、乙1995の 1、乙1995の 3、乙1996の 1、乙1996の 2、乙1997の 1、乙20 01の 1、乙2006、乙2007の 1、乙2017の 1、乙2017の 2、乙20 20の 1、乙2020の 2、乙2022、乙2029の 1、乙2029の 2、乙20 56の 1、乙2056の 3、乙2060の 2、乙2079の 1、乙2094の 2、乙2094の 4、乙2094の 5、乙2095の 1、乙2095の 2、乙2110、乙2111、乙2114、乙2125の 2、乙2128の 2、乙2129の 2、乙2137、乙2138の 2、乙2138の 3、乙2145、乙2147、乙21 53、乙2155の 2、乙2155の 5、乙2162の 1、乙2162の 2、乙2170の 2、乙2179の 2

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町予子林 762、 767 の 1 から 767 の 7 まで、 768 の 1、 772 から 775 まで、 777、 779 の 1、 779 の 2、 1643、 1645、 1646、 1648、 1676、 1681の 1、 1686の 1、 2067の 1、 2067の 3、 2068の 1、 2074の 1、 2076、 2543、 2544、 2546、 2547、 2548の 1、 2548の 2、 2550、 2551、 2552の 1、 2552の 2、 2553 の 1 から 2553の 3 まで、 2553の 5、 2554、 2555

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町大谷74、81の1、81の2、160、162の1から 162 の 3 まで、 182 の 1 、 182 の 2 、 191 、 220 、 234 、 236 、 238、240から242まで、244、247、249、436、570の1、 570 Ø 2 、615 、875 、880 、915 Ø 1 、915 Ø 2 、936 Ø 1 、 946 の 2 、1414、1417の 1 から1417の 6 まで、1458の 3 、1461 の4、1509から1511まで、1512の1、1512の2、1515の1から 1515の3まで、1515の6、1517の1、1525の1、1527の1、15 28、1531、1534の1から1534の4まで、1534の6、1536の1、 15360 2 15380 1 15380 2 15390 1 15390 2 1541 1543、1544、1555、1556の1から1556の5まで、1561、1562の 1から1562の3まで、1563の1、1563の2、1564、1565の1、 1565Ø 3 、1565Ø 4 、1565Ø 8 、1566、1568Ø 1 、1568Ø 2 、 1569の3、1571の1から1571の3まで、1573の6、1575、1576 の 1 、1576の 2 、1577、1582の 1 、1582の 2 、1583、1585の 1 、 1587Ø 1、1591、1592Ø 1、1592Ø 2、1593Ø 1、1599、1600 の1、1601から1603まで、1604の1、1606の1、1606の2、16 07の1、1607の2、1608の1、1609、1610の1から1610の7ま で、1611、1616、1617、1620、1621の1、1621の2、1622から 1624まで、2238、2242の1、2242の2、2558、2581、2583、27 10、2722、2725、2731、2732の1、2737、2740から2742まで、 2743の1、2745の1、2745の2、2746から2748まで、2751、27 52、2753の1、2753の2、2755、2756、2757の1、2758の1、 2759 Ø 1 、 2760 、 2762 Ø 1 、 2765 、 2766 Ø 1 、 2766 Ø 2 、 2770 、 2774の1から2774の3まで、2775、2777から2780まで、2781の 1、2781の2、2782、2783、2792から2794まで、2796の1、27 97の1、2798から2803まで、2807、2810から2816まで、2817の 1、2817の2、2818、2820、2821、2823から2827まで、2829の 1、2830の1、2834の1、2834の2、2847、2848、2851の1、 285100 3 \ 285100 4 \ 285300 1 \ 285300 2 \ 2857\ 2859\ 2861\ 2863、2864、2867の1、2867の2、2869、2870の1、2870の2、

2871、2872、2873の1から2873の3まで、2874から2876まで、2877の1、2877の2、2878から2881まで、2882の1、2882の2、2883の1から2883の3まで、2884の1、2884の2、2886、2888から2893まで、2894の1から2894の3まで、2895、2896の1、2896の2、2897、2898、2900から2902まで、2903の1、2903の2、2904から2906まで、2908から2910まで、2911の1、2911の2、2912の1、2912の2、2914、2919、2922の1、2922の2、2923の1から2923の4まで、2923の6、2924の1、2924の2、2925の1、2925の2、2925の1、2925の2、2925の1、2925の2、2930の1、2930の2、2931の1、2931の2、2932の1、2932の2、2932の1、2932の2、2933の1、2933の2、2936、2966、2968から2971まで、2972の1、2972の2、2973の1、2976、2978

(2) 指定の目的水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町予子林 238 の 1 、 238 の 2 、 239 の 1 、 240 、 264 から 267 まで、 270 の 1 、 271 の 1 、 272 、 273 、 274 の 1 、 276 の 1 、 277 の 2 、 289 、 291 の 2 、 293 の 1 、 294 の 1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 733 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市宇和町久保1号460から1号464まで、1号465の1、1号466、1号467、1号468の1、1号469の1、1号470、1号472、1号497から1号499まで、1号500の1、1号500の2、357、360

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇和町久保1号461・1号462・1号465の1・1号4 66・1号467・1号500の1・1号500の2(以上7筆に ついて次の図に示す部分に限る。)

- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市宇和町伊延東1479、東1481、東1654から東1656まで、 東1663、東1665、東1666、東1669

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 宇和町伊延東1655(次の図に示す部分に限る。)、東16 56
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町予子林1362、1450から1463まで、1468、1469、1474、1475、1483から1495まで、1497、1498、1513

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 野村町予子林1452から1455まで・1458から1462まで・14 69・1474・1484から1489まで(以上17筆について次の図に 示す部分に限る。)、1490

- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町窪野3703、3705の1、3865の1、3866から3868 まで、3871

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

ア 立木の伐採の方法

- (3) 指定施業要件
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 城川町窪野3703・3705の1・3866・3868・3871(以上5

筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市豊茂丙 100 の 4 、丙 100 の 5 、丙 100 の 7 、丙 103 の 1 、丙 103 の 2 、丙 103 の 5 、丙 103 の13、丙 103 の15から丙 103 の17まで、丙 104 の 1 、丙 104 の 2

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 豊茂丙 100 の 4・丙 100 の 5・丙 103 の 1・丙 103 の17・ 丙 104 の 1 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 734 号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 平成18年10月5日から 平成19年3月23日まで
- 3 作業地域 宇和島市

上浮穴郡久万高原町 南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第 735 号

測量法 (昭和24年法律第 188号)第14条第 2 項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成19年 4 月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 基本測量 (ジオイド測量)

2 作業期間 平成18年10月23日から

平成19年3月16日まで

3 作業地域 宇和島市

新居浜市

四国中央市

北宇和郡鬼北町

○愛媛県告示第 736 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の 員	延長	備	考
県	道		井浅海	4白	松山市夏目甲156番7から		IΒ	メートル 8.4~ 12.0~	16 <i>A</i>	キロメートル 0.106 0.090		
凉 	坦	*	<i>开/</i> 炙/母	**************************************	同市片山甲14番9まで		新	12 .0 ~	13 <i>A</i>	0 .090		

○愛媛県告示第 737 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	粟井浅海線		松山市河野別府12番2から 同市片山甲8番5まで						
II	11		松山市片山甲 2 番 5 から 同市河野別府1084番 2 まで						ıı .

○愛媛県告示第 738 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建 (開)第1号	東温市西岡字播磨塚甲1312番 6	広島県広島市安佐南区川内五丁目2番7-
平成19年 4 月 3 日	宋温中凶 子推暦 塚中 1512年 0	101号(B) 矢 野 智 則

○愛媛県告示第 739 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

八幡浜市松柏丙 692 番10

- 2 申請人の住所氏名 松山市来住町1344番地 1 株式会社ジョー・コーポレーション 代表執行役 中岡 大起
- 3 図面省略

訓令

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般

各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	知事の	D権限に属する事務に係る特定 -	決裁	事項				知事の	の権限に属する事務に係る特定	決裁	事項		
А	事務の種	事項		決裁	区分		組	事務の種	事項		決裁	区分	
織	類			Ę	亨決 者	i	織	類		4 D	直	専決者	Í
名			事	部長	局長	課長	名			知事	部長	局長	課長
自然	1 ~ 6 省略						自然	1~6					
保	7 鳥獣	1 • 2 省略					保	7 鳥獣	1 • 2 省略				
護課	の保護及び狩猟の適	3 鳥獣の捕獲等及び鳥類 の卵の採取等の規制に関 すること。					護課	の保護及び狩猟の適	3 鳥獣の捕獲等及び鳥類 の卵の採取等の規制に関 すること。				
	正関法を関法を関する	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類 の卵の採取等の許可(第9 条第1項、第7項から第9 項まで、第11項 <u>、第13項</u>						正関法を関法では、関連を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類 の卵の採取等の許可(第9 条第1項、第7項から第9 項まで、第11項 <u>から第13</u>				
	事務	(2) 省略 (3) 対象狩猟鳥獣の捕獲等						事務	項まで) (2) 省略 (3) 対象狩猟鳥獣の捕獲等				
		の禁止又は制限(第4条第 3項、第7条第4項、第12 条第2項 <u>から第4項まで、</u> 第6項)							の禁止又は制限(第4条第 3項、第7条第4項、第12 条第2項 <u>、第3項、第5項</u>)				
		(4) 特定鳥獣に係る休猟区 において捕獲等をするこ とができる区域の指定、狩 猟期間の延長及び捕獲等 の禁止又は制限の全部又 は一部の解除(第4条第3							(4) 特定鳥獣に係る 狩 孤期間の延長及び捕獲等 の禁止又は制限の全部又 は一部の解除(第4条第3				
		項、第7条第4項、 <u>第12</u> 条第4項、第6項、第14 条、第34条第3項)							項、第7条第4項、 <u>第12</u> 条第3項、第5項、第14 条)				
		(5)~(7) 省略 4 省略							(5)~(7) 省略 4 省略			H	_
		5 鳥獣保護区に関すること。							5 鳥獣保護区に関すること。				
		(1) 鳥獣保護区及び特別保 護地区の指定並びに指定 の変更及び解除並びに特 別保護指定区域の区域及							(1) 鳥獣保護区及び特別保 護地区の指定並びに指定 の変更及び解除並びに特 別保護指定区域の区域及				

項、第10項、第12項)

ינו	1032 -
び期間の指定(第4条第	
3 項、 <u>第12条第 3 項</u> 、第	
15条第 2 項、第13項、第	
28条第1項、第3項から	
第10項まで、第29条第1	
項、第3項から第5項ま	
で、第7項第4号、省令	
第36条、第37条第1項)	
(2)~(5) 省略	
6 省略	
7 銃猟禁止区域	
及び 銃猟制限区域	
に関すること。	
(1) 省略	
(2) 銃猟制限区域	
内における <u>銃猟</u> の承認	
(第24条第5項、第35条	
第3項、第8項、第10項、	
第12項)	
(3) 省略	
8~14 省略	

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 別表第2(第4条関係) 別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項 組事務の種 組事務の種 事 決裁区分 決裁区分 織類 織 専決者 専決者 名 課 部 森 1~8 森 1~8 省略 林 省略 林 9 鳥獣 1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵 9 鳥獣 1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵 の保護 の採取等の規制に関するこ の保護 の採取等の規制に関するこ 及び狩 及び狩 と。 と。 猟の適 猟の適 (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の 正化に 正化に 卵の採取等の許可(第9条第 卵の採取等の許可(第9条第 関する 関する 1項、第7項から第9項ま 1項、第7項から第9項ま 法律の 法律の で、第11項、<u>第13項</u>) で、第11項、<u>第12項</u>) 施行に 施行に (2)~(4) 省略 (2)~(4) 省略 関する 関する 2・3 省略 2・3 省略 事務 事務 4 銃猟制限区域 4 特定猟具使用制限区域に関 __に関 すること。 すること。 (1) 捕獲等の承認(第24条第 (1) 銃猟 の承認(第24条第 5項、第35条第3項、第8 5項、第35条第3項、第8

項、第10項、第12項)

平成19年4月13日

(2) 省略	(2) 省略
5・6 省略	5 · 6 省略

報

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方局長に対する事務の委任)	(地方局長に対する事務の委任)
第13条 省略	第13条 省略
2 · 3 省略	2 · 3 省略
4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、	4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、
別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
(1)~(38)の6 省略	(1)~(38)の6 省略
③8の7 鳥獣法第35条第3項の規定に基づく特定猟具使用制限区	③8の7 鳥獣法第35条第3項の規定に基づく銃猟制限区域
<u>域</u> 内における <u>捕獲等</u> の承認に関すること(2以上の地方局の所	内における <u>銃猟</u> の承認に関すること(2以上の地方局の所
管区域にわたるものに関するものを除く。)。	管区域にわたるものに関するものを除く。)。
(38)の8~(68) 省略	(38)の8~(68) 省略

附 即

5・6 省略

この訓令は、平成19年4月16日から施行する。

公 告

5・6 省略

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年4月3日	特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	井 本 雅 之	愛媛県今治市八町西三丁目 6番30 号ミシン館 1 F	この法人は、今治市民に対して、スポーツ振興 に関する事業を行い、青少年の健全育成及び今 治市民の健康増進に寄与することを目的とする。

監査公表

○公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月13日

 愛媛県監査委員
 壺 内 紘 光

 同
 玉 井 実 雄

 同
 竹 田 祥 一

 同
 白 石 友 一

		監	查	対	象	機	関	1		監 査 年 月 日
花	き	総	合	指	導	t	ン	タ	_	平成19年 1 月 9 日
食	肉	衛	生	検	查	セ	ン	タ	-	n n
畜		産	Ē	È	式		験		場	平成19年 1 月17日
消			防			学			校	平成19年 1 月23日

病	害	虫 防	除	所	"
農	業	試	験	場	"
看	護	専 門	学	校	平成19年2月2日
繊	維産	業	試 験	場	"
今	治高	等技術	専門	校	平成19年2月7日
養	鶏	試	験	場	"
東	予 児	童	相 談	所	平成19年2月8日
新	居浜高	等技	術 専 門	校	"
え	v	め	学	壹	平成19年 2 月15日
紙	産業	研 究 セ	: ン タ	-	"

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が 認められた。

児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

	$\nabla \Lambda$	L	· 備 考		
	区分	現 年 分	滞納繰越分	計	M 1号
Ī	18年度	1 552 310	12 209 ,100	13 ,761 <i>4</i> 10	
Ī	17年度	1 ,837 ,690	11 ,403 ,310	13 241 ,000	平成18年12月 31日現在(対 前年同月比)
	差引増減	285 ,380	805 ,790	520 <i>4</i> 10	, 191 Linux

(東予児童相談所)

○公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月13日

 愛媛県監査委員
 壺 内 紘 光

 同
 玉 井 実 雄

 同
 竹 田 祥 一

 同
 白 石 友 一

	監査対象機関		監 査 年 月 日
図	書	館	平成19年1月9日
博	物	館	"
北	条高等学	校	"
松	山 東 高 等 学	校	"
松□	山西中等教育学校・松山西高等学	<u>'</u> 校	"
松	山南高等学	校	"
松	山 北 高 等 学	校	"
松	山中央高等学	校	"
東	温高等学	校	"
長	浜 高 等 学	校	"
内	子 高 等 学	校	"
八	幡 浜 高 等 学	校	"
八	幡 浜 工 業 高 等 学	校	ıı ı
Ξ	瓶高等学	校	"
松	山 盲 学	校	"
宇	和養護学	校	"
美	術	館	平成19年 1 月12日
松	山商業高等学	校	ıı ı
松	山工業高等学	校	"
L	げのぶ特別支援学	校	"
第	三 養 護 学	校	"
Ξ	崎 高 等 学	校	平成19年 1 月15日
Ш	之 石 高 等 学	校	"
八	幡 浜 教 育 事 務	所	"
大	洲高等学	校	"
大	洲農業高等学	校	"
宇	和聾学	校	平成19年 1 月17日
歴	史 文 化 博 物	館	"
宇	和高等学	校	"

					1
野	村 高	高 等	学	校	ıı ıı
松	Щ	聾	学	校	平成19年 1 月23日
Ш	之 江	高 等	学	校	平成19年2月2日
新	居浜	南高等	学	校	"
新	居浜工	業高	等 学	校	"
西	条農	業高等	学	校	ıı ıı
今治	台東中等教育	学校・今治	東高等	学校	"
今	治工	業高等	学	校	ıı ıı
今	治 着	養護	学	校	ıı ıı
丹	原高	高 等	学	校	平成19年2月7日
小	松高	高 等	学	校	ıı ıı
東	予 高	高 等	学	校	ıı ıı
今	治 北	高 等	学	校	"
西	条 教	育 事	務	所	平成19年2月8日
西	条高	高 等	学	校	ıı ıı
総	合 科	学 博	物	館	ıı ıı
新	居浜	東高等	学	校	平成19年 2 月13日
新	居浜商	業高	等 学	校	ıı ıı
今	治 西	高 等	学	校	ıı ıı
今	治 教	育 事	務	所	ıı ıı
今	治 南	高 等	学	校	ıı ıı
±	居高	高 等	学	校	平成19年 2 月15日
新	居浜	西高等	学	校	ıı ıı
Ξ	島高	高 等	学	校	ıı ıı
-					

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の機関において次の事項が認められた。

授業料については、納期限内の収入確保に努められたい。

区分	収入未済額(円)	備	考
平成18年11月30日現在	1 ,171 ,200		
平成19年1月16日(予備監査日)現在	739 200		

(今治工業高等学校)

○公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年 4 月13日

 愛媛県監査委員
 壺 内 紘 光

 同
 玉 井 実 雄

 同
 竹 田 祥 一

 同
 白 石 友 一

	監査	1 対	象	機関		監 査 年 月 日
松	Щ	南	警	察	署	平成19年 1 月12日
八	幡	浜	警	察	署	平成19年 1 月15日
大	洲	警	<u>×</u>	察	署	"

西	予	警	ž .	察	署	平成19年 1 月17日
西	条	西	警	察	署	平成19年2月7日
西	条	警	ž 1	察	署	平成19年2月8日
新	居	浜	警	察	署	平成19年 2 月13日
今	治	警	ž 9	察	署	ıı .
四	国	中,块	き 警	察	署	平成19年 2 月15日

(監査の結果)

平成18年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好と認められた。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年4月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山

- 薫
- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 211 696

- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
- 24 234
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数268 616
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・の数郡選挙区にあるの40万を発送にある超利ででは、数に6分の1を発見して得た数乗が分に3分の17に3分とを行うに3分の方に3分の方に3分の方に3分とをからにで得た数とで得た数)
伊 予 郡	44 ,040	14 ,680
南 宇 和 郡	22 ,739	7 ,580
松山市・上浮穴郡	425 ,645	137 ,608
今治市・越智郡	152 <i>4</i> 95	50 ,832
宇和島市・北宇和郡	89 ,652	29 ,884
八幡浜市・西宇和郡	45 ,036	15 ,012
新居浜市	103 ,309	34 <i>4</i> 37
西 条 市	94 ,169	31 ,390
大洲市・喜多郡	58 227	19 <i>4</i> 09
伊 予 市	32 ,931	10 ,977
四国中央市	77 ,084	25 ,695
西予市	38 ,177	12 ,726
東 温 市	28 ,192	9 ,398

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成19年4月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成17年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 大沢五夫後援会

報告年月日 H18.3.23

1 収入総額 3,500,250円 前年繰越額 1,000,250円 本年収入額 2,500,000円 3 翌年繰越額 370,250円

4 本年収入の内訳

 寄附
 2 500 000 円

 個人分
 2 500 000 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

 大 沢 美都子
 1,500,000 円 今 治 市

 大 沢 五 夫
 1,000,000 円 今 治 市

6 支出の内訳	
経常経費	3 ,130 ,000 円
人件費	2 400 000 円
光熱水費	120,000 円
備品・消耗品費	60,000 円
事務所費	550,000 円
(訂正前)	
政治団体の名称 大沢五夫後援会	
報告年月日 H18.3.23	
1 収入総額	1,000 250 円
前年繰越額	1,000 250 円
2 支 出 総 額	0 円
3 翌年繰越額	1,000,250 円

平成19年 4 月13日 発行 475